

「長崎歳時記」(二)

織田 毅

本稿は、シーボルト記念館が所蔵する「長崎歳時記」(写本、全二巻)を、前回(『長崎学』創刊号、二〇一七年)に引き続き翻刻・紹介するものである。全二巻のうち、今回は「地」巻をとりあげる。

「地」巻は、一年のうち三月から十二月までの長崎の諸行事、「時候をえらばざる風俗(通年行事)」、「崎陽産物并細工物(名産品)」、「方言」をおさめる。諸行事のうち最も詳しく書かれているのが、九月の諏訪神事(くんち)である。このことは江戸期の長崎の人びとにとって、諏訪の神事がいかに重要であったのかを物語っている。

また前稿でもふれたが、『長崎県史 史料編 第四』に掲載された筆写本とは多少の異同がある。野口文龍による成稿の後、時代の変遷に伴う行事の変化(廃絶等)や、子供の遊びや方言について後代に書き加えたもの等が見られる(遊びとして「王の首」「びった」を追記、方言は三〇語を追加)。詳しくは本文を参照されたい。

なお、翻刻に際して次のように取り扱った。

・漢字↓原則として常用漢字

(人名等の固有名詞は原文のまま、ただし「長崎」は「長崎」とした)

・変体仮名↓ひらがな

(「江」・「者」・「而」・「与」は漢字のまま小文字)

・反復記号↓読みやすく直した

・判読不能な箇所↓□

・方↓「より」

また、読みやすさを考慮して、清濁の区別をつけ、適宜、読点・並列点をつけた。寛政期以降の追記の箇所は、原則として一字下げてポイントを落としゴチック文字で表示した。() は翻刻者による注である。

本史料中には、現在では差別的表現である言葉等も使用されているが、史料の性格及び当時の環境や時代的背景を正しく理解するためにそのままとしている。

(シーボルト記念館館長)

三月

一 三月朔日、家々草の餅を搗きて団子にて菱を造り重箱二入てたがひにくばりあふ、重箱の蓋には桃の花をさすを
通例とす、児女ある家々は雛をたてならぶ、飾りやうハ
上中下の段をしつらひ、其上に毛氈を敷ならべ前にハ紅
ちりめん又ハ色々の幕をかけて、中を真紅のふさなどに
てしほり上る、或者紫宸殿の前鬮鶏の人形又ハ月卿雲客
参内の人形などならべ其さま一様ならず、又かたはわら
にハたんす・長持・ほかひ・はさみ箱・つづら・黒棚・
書棚・皮籠等の家財、夜具・ふとん・台所廻りの体おも
ひおもひのかざり付いたし筆二つくしがたし、下段にハ
大成花かめ二桃さくら咲ミだれたる山吹等をさし入る
一 同日地下役人のともがらおのおの刻頃より奉行所ニ
至りて節を拝し、夫より親類知音の方江礼に廻る、初て
女子を設けたる家々ハ初節句とて男女打あつまり雛の前
ニて酒宴を催し相祝す、此日ハ町々の児女何れも粧ひを
凝らし、知るもしらぬもうちむれてたがひに雛ある家に
至りて見物す、其時菓子又ハ酒を出して飲しむ、依て途
中酩酊の小兒奥に入て行かふさま大ににぎわし、
但<sup>初節句の家にハ親類知音より雛
人形又桜の造り花など相送る</sup>

一 同日家々の^{ナマス}贈・干大根^糸切・和布の葉をきざミかつほを薄
くかき交合是にあさつきを^{クワ}加ふ、又伴ニ鯨の^{セジカラト}せんじから
を薄く切一もしをむすび干大根一同味噌にてあへ其上ニ
田にしを少のせて祝ひニ食す、此日終日はた揚る事多く
つるわかし殊ニ多く家々屋根ニ上りはたをあげ又見物す
るもあり殊ニにぎわし、つるわかしニて切たるはたを取
らんとて屋根の瓦もふみわる事多し町々も同断ニてにぎ
わし

一 同日又雛見物に廻る児女三日ニ同之、又男女打むれい
ざなひ連て^シ替女座頭を引具し大浦の浜辺などに至りて汐
干するもあり

但大浦ハ大村領にして崎中の南西にあたる、詞人など
大浦を雄浦ニ作る

此汐干文政天保のころ次第行人なく其後絶たり神の
嶋などへ行人ハあるよし

一 同日家々雛飾りを取くずす

一 同日九日諏方社の合殿森崎大権現祭礼、以前ハ能などあり
て参詣群衆をなせしよし、いつのころよりか此祭おとろ
へて参詣のものも稀なり、其のち社檀ニおいて音楽あ
り、但<sup>天保のころ舞雛子など
催しありし事もあり</sup>

一 同日夜より翌十日金毘羅祭礼ニて参詣多し、市中よりも
義漿をもふけ参詣の老若男女群集す、麓の広野ニておの

おの毛センを敷ならべ行厨をたづさへ来りて大人小児共に鳳巾をかけて勝負をあらそふ

但此日市中のはたやども野中ニかり店をしつらひ硝子よまをあきなふ、よつて貴賤各勝負を競ふて数百銭を費す、是又土風の弊歟

一同十五日諸役人各辰の刻頃より奉行所ニ到て佳日を拜す

一同十八日秋葉山祭礼、但崎中の東ニあり

但此処二時雨桜あり、晴天といへども梢より水気を飛し細雨の降るがごとく人衣を湿す依て騷人はを名付と云、考ふに山上より一脈の小溪を帯び清水流出て潺溪と琴声を写する地なれば、尤絶勝とす、且此祭り春服すでになるのころゆへ市中の男女又ハ遊女のともがら各美を盡して参詣す又八月十八日ニも祭礼

有、但いつの頃よりか参詣稀也

一同日浦上山王祭り

但浦上村ハ崎中の北西ニあり、昔ハ此処ニ山王社なし、寛永年中嶋原一揆の節松平伊豆侯同所へ下向有て帰路長崎ニいたる、其時爰を通行ありて此所江戸坂本の地形ニ能似たり、山王社を勧請ししかるべきよしの沙汰有てより其社を建今にいたりて所も又坂本といふ

一同十九日鳴瀧の奥七面山祭礼日蓮宗の徒わけて参詣多し

但鳴瀧ハ崎中の東ニあり、村に一脈の溪川あり、詞客浣花谿と名づく、中流ニ大石有、鳴瀧の二字をほる、カンカケイ 是府尹牛込侯の題する処と云

一同廿一日香焼山弘法大師の祭りとして男女船を泛めて参詣す、或ハ云伝、此日多くハ風波有て参詣の者まれなりと、されど年ニ快晴の日ある時ハ老若各船ニ取乗てもふづる者多し

但香焼山ハ肥前領にして崎江の西三里計ニ有、元來かうやき嶋と云、民家あり、年々参詣多せつたい船など数艘出る

一同廿三日豊前坊祭礼、但豊前坊ハ崎の東ニありて彦山と隣る、又八月廿三日にも祭礼あり

四月

一四月朔日更衣の祝儀とて地役人奉行所ニ至り節を拜す

一同七日より家々棹竹ニ躑躅の花をゆひ付立る、釈尊の手向とす

但此日浦上村其外近在の花売共つかねつつじを売ある

一同八日寺々灌仏会

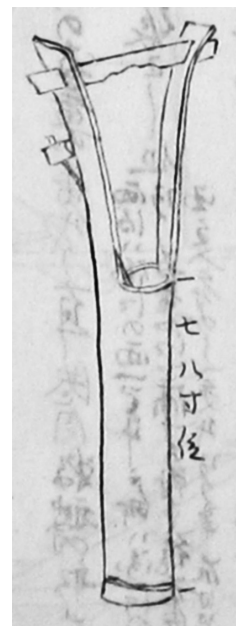
但諸寺共釈迦水とて大釜にて茶水を煎じ堂前二足高の杓子をすへ、其上二小盥タライ又ハ錫の鉢を置其中二小き釈迦の銅像を立て右の茶水をたたへ置右小盥の上二ハ小堂を造り僧徒花をつミて屋根をふく一様ならず見事也、依て此茶水を花水と唱ふ、市中の小兒ども暁起して是を汲に行、花水田子とて竹にて田子并ひしやくを造り添て町々売りあるきしが、文政の末ころより売あるく事なく小店また馬町二拵て店二出しあり、兒子花水をのんで数十盃ニ至る、又紙を短冊に裁此水を硯ニすり入其墨を以千早ふる卯月八日ハ吉日よかみ長むしをせいばいぞすると云一首の歌を書戸口或ハ水がめ浴室雪隠の柱等ニさかさまニはり付おく是不浄の虫上ニあがらぬ咒なるよし、歌ハいつの比何人の詠しおきけるにや千早振をむかしより共書卯月八日を四月八日とも書也、又薺ナズナの花に右の茶水をそそぎかけて行燈二つりおく事あり、是ハ小蠅などの火ニむらがりよらぬ咒なるよし、何れも古来よりのいひ伝へにて家々是を用るもの多し

天保のころより行燈二薺つりたるハ次第二へりて其後不見請歌ハ稀ニ張人あり

花水田子

竹さし後凡

式寸位



小兒輩早朝よりおもひおもひニ是を提て寺ニ至る

天保ころより此田子を持行者稀也、こびんの類を持行よし

一同十五日諸役人各奉行所江至佳日を拝す、同廿八日上同断

一此月の下旬頃西泊・戸町の両番所代り有て港内数艘の船々太鞍を打櫓拍子を揃へて賑わし

但西泊ハ崎江の西一里計戸町ハ崎江の南ニあり両番所江を隔て相對す、筑前・肥前共国主入府のうへ交代ある事故日限ニ遅速ありて不定

此両番所元治元子年七八月の頃五日計の中ニ解取ニ相成肥前番之時也

一此月の下旬頃より市中の男兒共端午競渡船のまなびをして町々相廻る

但ばひろんハ唐土の遺風と云、此仕方ハ凡式間程の竹

二船のたてぶを拵へ付け是を船ニ表し、児輩ハ顔に丹赫をぬり髪へ疊紙タツウカミをはさミ、又ハ雀笠を着、右竹の左右ニ取付て、せろうせろうせろわたへこわたへ言也云方と皆同音ニよび、又あかね木綿の幟或ハ青黄赤白の紙のぼり又ハ劍旗ニ何町子供中と書たるをおし立、太鼓小銅鑼をならし町々たがひニ相廻る、たまたま他町の児輩共是を見る事あれば打むれて是を迎ひ、たがひニ幟を出し合せ小児の年ばひひとしき同士双方より壺人ヅツ出て走り競ふ、是もとよりせり船より起る所故又是を呼んでばいろんと云、走り勝たる方より負方の幟をうばひ取、もしあたへざればおり重りて是を破る、依てまゝ児輩の口論おこり大人ニ及す事あり、夫故年々御触出て町役人是を制し堅く催す事を禁ずれども年ニ寄催す事あり、且児輩同音ニ呼廻るを輩の内至極尾籠の義有て家々父子兄弟膝をまじへて居る者是を聞て大ひニ顔に汗する事あり、是古来相伝の言葉ニして何の義たる事を詳ニせず、其詞今爰ニ涉筆しがたし口伝

天保のころより船の形ちを拵持廻る事顔ニぬる事などもいつか止て紙幟を持廻る事ハ前ニ不替銅鑼をならす事も後ハ止たり、是禁制被仰出たる故也

子供ばいろんの図



五月

一五月朔日諸役人奉行所ニ至り佳日を拝す、市中端午の用意とて家々の軒にハ萱カヤに蓬ヨモギを取そへふきならべ、きれのぼりとして一幅或ハ二幅の布ニ巾ヒ稀也又ハ木綿のぼり何れも家の定紋を染出し、家ニ寄下ニハ雲龍・鶴・亀そのほかからづくし又鳴戸・鯉瀧登り等の模様杯をつくる、或ハ百寿の字等也、男子壺人毎に幟式本宛建る、又初の節句ニハ知音親類より贈たる胄立・鳥毛鑼・長刀・台笠・たて笠・青龍刀などの造り物を立ならぶ、又豪家ハ物すきに五百枚千枚の紙のぼりを拵へ源平の武者又鍾馗関羽の類何れも勇猛の人物をえがきてきれのぼりのかたわ

らに建添るもあり、貧家下賤のやからハ木綿布のほりを
用る事あたわず故、廿枚又ハ三十枚の紙のほりを建る、
又吹ながし或ハ吹貫又ハ鯉の魚風車をつくりて竹竿の頭
上ニゆひ付る、右きれ幟の下毎ニ鈴并猿をいろいろ工ニ
拵て結付るゆへ風をうけて鳴る音いさまし

往古ハ甲冑人形いろいろとかざり昼夜見物人多ありし
由、其事ハ天明以前の事也、文政以後ハ鑓とり毛まとい
の類何れも本仕立ニなりて殊ニ美事なり、紙のぼり次第
ニすくなくなりたり、天保以来座敷幟多

一同三四日之間家々粽をつくる、粽ハ萱^{カヤ}ちまき・竹の皮
粽・唐あく入粽等あり

但萱粽ニ干鰯を添て親類たがひニ為祝儀取とりする、
両町の遊女共細き粽をつくり統また繻子などの袋ニ
入思ひ思ひ思ひの客ニ贈る、遊冶郎^{ユウヤロウ}ども是を得て栄
とし心ニ悦ぶ事はなはだし、蓋し言伝ふ常ニ是を懐
中すれば運つよきよし

絹糸を
割て是をゆふ



粽ハ竹の皮を以て是を
三角ニつつみ卷
至極細きを貴ぶ是を
袋ニ入て客ニおくる

一同五日諸役人何れも奉行所ニ至て節を拜し夫より知音へ
廻る

但始て男子を設けたる家々ニハ三月上巳の例のごと
く、親類知音より冑人形或ハ鑓長刀等を贈る、其家
ニ而ハ宴を開親類知音を呼祝盃を出しにぎはふ

一此日沖手ニおいて競渡船あり、俗通してばいろんと云

但船の長サ十五尋又ハ二十尋各長短ありて別段競渡船
の製作あり、多く海付の町々又近浦々より出る、近

浦ハ船津浦^{御代官支配}也・かま同・馬込同・小瀬戸同・稲

佐同・大浦大村領・土井首肥前領・小ヶ倉同等也、壹艘

ごとに五六十人ヅツえらび立たる大の男多くハ^{ナギナタ}ハ
てのり組、船にハ町印浦印ののぼり又ハ^{ハダカ}偃月刀或ハ

幣を切ておし立銅鑼太鼓を打たがひニかひを入れて渡

りをきそふ、両船飛ごとく波浪漲りわたるいきほ

ひ、又海西の奇観也、以前ハ港内より川入とて材木

町の橋下辺までかき入る、其頃花美失墜^{シツツイ}の聞へ有て

奉行所より堅く是を禁ず、夫より今漁獵祭と唱へ崎

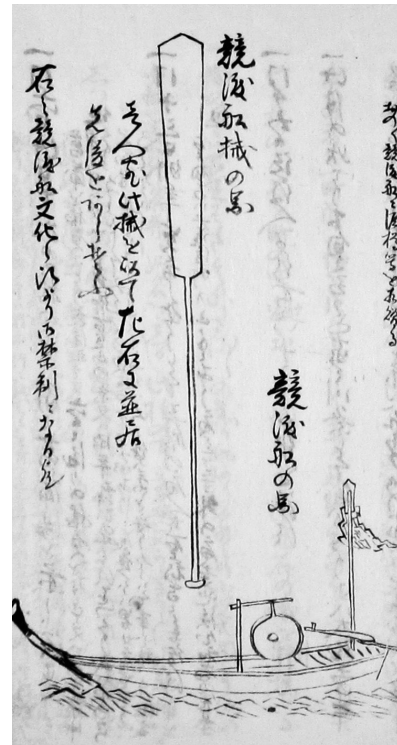
中より一里計沖の方肥前領神の嶋小ヶ倉のあたりニ

て是を催す、市中の貴賤浦々の老若何れも船を泛て

見物夥し、町々浦々知音鼻頂のともがらハおのおの

競渡船ニ酒樽等を相贈る

競渡船械の図



競渡船の図

壺人宛此械を以て左右に並居

先後をあらそふ

右之競渡船文化之頃より御禁制ニなる歟

一同六日此日者六日の勝負とて家々菖蒲湯を煎じ浴す

但菖蒲を勝負にとり競渡船も又六日ニ渡りの勝負をな

す、又以前者市中男子のある処にハ秀郷百足山の景

又ハ源平戦ひのやうすをつくり、或ハ水のからくり

などをして五日六日の夜迄見する家ありし故夜分ハ

男女肩をすりて見物群集をなしけれども当時ハ人々

質素を守り今ハ其事も稀ニて淋敷事になれり

一同十三日例年関帝祭りとして在館の唐人共聖福寺ニ参詣す

但聖福寺ハ上筑後町の山手ニあり唐三ヶ寺外の唐寺

也、鉄心和尚の開基

一同十五日諸役人奉行所ニいたりて節を拝す

一此月の始より下旬に至る迄家々川祭とて紙のぼり又八大

龍王の神名を書、左右に年号月日其下に祭る処の家名を

書載して笹にゆひ付家ごとにあま酒をつくり又鏡餅・初

茄子・枇杷・黄瓜等のものをもつて井戸ニそなへ、神主

又ハ道士盲僧などを請じて祈念をなさしむ、祭終りての

ぼり供物ハ海中ニ流す、但祭日の間井中の水を汲事なからしむ又町々の川祭有、

小家の者共一町限り銭をつなぎたて兼而木綿の大のぼり

をととへ置て此日杉の丸太を町の四ツ辻ニおし立銅鑼を

ならして石の幟を引揚る、幟の上ニハ百足ばた其外さま

ざまの造り物あり、家々の小児共内より紙の小幟を持神

名并ニ姓名をしるし此柱の下ニ立並べ、又かたわらに水

神棚をしつらひ、様々の供物を備へ、神主道士を請する

事大むね家々の式のごとし

但右のぬき銭を出したる家々にハ祭りの当日醴酒鏡餅

をそへてくばる

一町限りのつなぎ銭次第ニ多なり、木綿ののぼりちり

めん或ハ赤羅紗等ニなり柱も数十丈之柱を建、種々料

理を仕出し町内子供若者共打寄酒宴ニなりおごりの

沙汰ニ移り候故禁制ニ成、今ハ柱なし竹ニ紙はたを付

る迄也、追々町内打寄飲食始り貫錢致よし

一此月近在田植あり、男女田ニ出て苗を持生ウふるるとき若往來の人を見れば泥を打かけ祝義とす、人又是をいからず走り避て一笑を催す

但泥を打懸る事今ハなし

六月

一朔日地役人奉行所にいたりて佳日を拝

但市中の家々ハ鱈をし氷餅とて正月のかき餅を貯へ置
て此日各台にもり客の至る毎ニ是を出して相祝す

一此日より祇園入とて古式を守る家々ハ早朝よりおのこの上下を着し小児など引具して祇園社に参詣す、出来鍛冶屋町より新石灰町への入口は祇園の道筋とて此日より町の左右に櫛を建注連を張故、不浄の輩是ニ入事を用捨す

一同六日七日両日は鮎の御神事とて伊勢宮祭礼有、参詣の男女夜分おびただし

一同八日九日両日は九度参とて松の森天神神事あり

一同十二日十三日頃よりハ祇園筋の家々に飯店をしつらひ、造り花・硝子器・うちわ其他さまざまの造り面又小間物等をあきなふ

但うちわハ多く肥前蓮池の製作を名産とす、依てうるもの皆店先ニ於て蓮池の上団扇と唱ふ

今ハ江戸うちわ京うちわを商ふ蓮池は稀也

一同十四日奉行所部下の吏町々を相廻り、祇園会ニ付一
取締の義、乙名組頭其外寺社の面々へ書付読渡し是あり、是を町廻りといふ

但俗に此日をさして四ケの悪日といひ伝へてむかしハ祇園社へ参詣するものも稀なり今しからず

一同十五日祇園社参詣の老若男女肩をすり踵ケヒスを繼て群集をなす、もつとも夜陰にいたれば旅客遊冶のともがら遊女を携へてうかれ出種々の小間物類其他土産の品等女郎や手又ハ禿の好ニ任て調へくれ全盛をなす者多し、或ハ万の見世もの追出し、芝居など有て大に賑わし

但以前ハ此月の七日より祇園会とて通り筋ハあまたの店棚をしつらひ、参詣の男女賑ハへり、されど世かわり星移り今ハやうやう十三四日頃より店をしつらひ、商ひ物等を取らるべ、又祇園わたしと云事有、此月の始ころより十五日の前後ニ至麵類を煮て酒などのミ友どち打寄て相賑ふ、尤是ハ家々ニあるニあらざ

一此日諸役人奉行所ニ出て佳日を拝す
一同十六日又四ケの悪日と云伝へて人皆群集の中ニ行事を

つつしむ

今ハつつしむ事なし

一同十七日十八日此兩日の間迄ハ近來寺主より祇園会の日延を奉行所ニ願事通例となる、いかんとなれば吾崎おとろへてより此兩日八月々清水寺観音の縁日として女子など分て此兩夜参詣をなすゆへ祇園社も是をまつて利を射る事となれり

祇園社ハ現應寺と云清水寺と相並ぶ崎の南ニあり

但日延赦免のあいだハ社内賑ひて見世もの或ハ追出し

芝居等もあり

今ハ芝居等の事なし

一同廿四日愛宕山祭礼

但あたご山雅名文筆峯と云、以前ハ唐訳司官梅某の寄進

ニて此山の裏道ニ土俵を築き市中并近在の者共打集

角力興行ありて見物のともがら群集をなす、近來其

事もなく祭りもややおとろふ

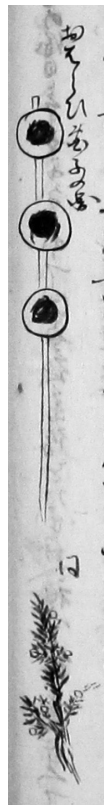
一同廿九日晦日兩日ハ夏越祓ひとて諏方社において神事あり、是諏方三社の中住吉大明神の祭礼と云、小の月ハ廿八日廿九日也、拜殿にハちかやの大輪を造り白木綿をもつて巻たて、社壇の三所に是をかくる、参詣の老若男女右の輪をくぐりてハ左リニぬけ、左より入たるものハ右の方ニぬくるを式とす

但 輪にちかやを用ゆる事神書ニくわしければここに略す

社記を考ふるに凡夏越祓のとき茅の輪ニ入の輩ハ疫病をのがれ、寿命長穩なりと又ある説ニ是天地一円相の間を越夏より秋ニ至り、火剋金をまぬがれんとするの意なりといへり、此日上下の回廊には諸流の立花或ハ砂鉢又ハなげ入等の生花有て見物の諸人群集す、又年寄見世もの追出し芝居等是あり、又門前より坂下ニ至り、御祓ひ団子とて串ニだんごをぬき、あるひハひさかきを折てその枝ニ紅白黄の小さき団子をさして是を商ふ、老婆児子の輩皆是を買ふて家産とす

おはらひ団子の図

同



一 此月の上旬頃より児輩火花火線香をうりありく、家々の小児是をととのへて目をよろこばしむ
一 又此月の内虫おひ有、七ヶ村内の百姓共鐘太鼓を打ならし田毎に相廻る、同勢の先手ニわら人形を作り山伏貝を吹たて、百姓各から鉄砲を打放、此時庄屋も又先ニ立、場所ニ廻り終りて右のわら人形を切り捨つ、其法年々斯のごとし、俗ニ伝ふ右の人形ハ田ニあるさねもり虫とい

ふニ表したる物なるよし

愚考ふニ俗ニさねもり虫といへるハ則田ニ生ずるいな
ご虫の事也、此虫両羽を背ニたたみ上て、よろひ武者
のしかの環に水のミの緒をとふし総角ニくくり付たる
かたちのごとし、依て虫ハ昔斎藤別当実盛の虫ニ化し
たる処也と云、是全虚誕の説なれ共、又雨夜の談共な
らんかし

七月

一 七月朔日諸役人奉行所ニ至て佳日を拝す

一 此夜より先祖聖霊の迎ひ燈籠とて家々うら手などの軒に
燈籠をかかぐ、貴賤みな斯のごとし

一 同六日七夕の待夜とて家々青黄赤白紺の紙をもつて短冊
又ハ金紙を造りて詩哥をかき、女兒ハ右の紙にて衣服を
縫ひ竹の枝ニくくり付て建る、又夜ニ至りてハ机に鏡
餅・素麺・西瓜などを供し、燈火を点じて乞巧奠とす、
尤下賤の輩ハ是ある事なし

但手習師匠の家ハ此夜卓子料理酒肴等をととへて大人
小兒を迎て琴三味線をもつて大ニ賑ふ、又小兒共七
夕おどりあり

今ハ四日五日之内昼短冊付とて手習兒短冊を持参笹

二 付て後さつとしたる料理出る女子共同断踊等の事
ハなし

一 同七日地役人各奉行所江至りて節を拝す

但此日手習子の輩各師家ニ至て節を拝し、且謝物を持
参す、又詞人墨客の徒打寄て詩哥連俳の会など催す
もあり

一 同十日千日参りと唱へて福濟寺清水寺の観音へ参詣の婦
女子暁ごろよりおびただし

但此一日詣るところハ千日まふずるの功德あるよし

云伝へて年々斯のごとし、江戸ニ而ハ此日の参詣
四万六千日と云よし

一 同十一日十二日の間ハ各墓所ニ至て掃除をなし、燈籠か
けをしつらひ、花筒線香立の竹など塔前ニうち置

一 十三日家々の座敷に壇を設け其上ニ菰のあミたるを敷、
仏間の位牌を移して立並べ、是を聖霊かざりと云、蓋シ
先祖聖霊此夜の丑の刻ニ我家我家をさして至るとて古風
を守る家ハ深更迄戸をささず霊を迎意をもつて打寝ざる
ものあり、扱暮頃より家々の門ニハ家紋を付たる燈籠を
かかぐ、是を門燈籠と名付、霊前ニ者此夜きわめて団子・
にしめ等をして供ふ、又棚経と云事有、且那寺の僧徒其
外一所不在の沙門等案内も乞ずしてふと霊前ニ至て誦経
す、其時小包銭を出して三十二文四十八文百文十六文あたふ、是を惣じて

棚経と名付る事何の義たるを知らず、但経を店にする意か、盆中右のごとし

但一向宗の徒ハ別ニ壇をもふくる事もなく盆中の先祖祭り他宗ニくらぶればややや漏漏ニ似たり

棚経の事ハ元ヤそ宗門改の爲の由中外伝ニ見えたり、夫故に案内なく参ること見ゆ、新仏有家ハ十三日より十六日夜迄墓所江燈籠をとまず、十日頃より白燈籠売あるく、新仏の家へ懇意の者より白燈籠或ハ鬼頭燈籠を贈る、親類よりハ紋付油引燈籠を贈る、慶応二寅年此一兩年ハ白燈籠売りの声を不聞

一同十四日此日よりハ分て魂祭りの家々種々の料理をして朝夕靈前ニ供ふ、尤料理ハ皆人先祖よりの仕来ありて、老婆などある家ハ堅く是を守りて古式を變ずる事なし、さて此日申の中刻頃より男女各墓所江至り黄昏を待て、数十の燈籠を点じ、塔前ニハ西瓜・団子・にしめ等を供して拜をなすなり、役人ハ多く上下を着し、商家ハ平服ニて参詣す、下賤の者杯ハ墓所ニて酒宴を催し、拳など打てにぎわふものあり、又兎輩ハ塔前ニて音火矢花火をあげてたのしみとす、惣じて当所者山々相環り其元皆梵刹相連る処故、あまたの墳墓に万燈を点じたるさま又邑の奇觀にて余国にたくひなし、よつて旅人驛客始て是を見る者おのおの珍と称せざるなし、扱戌の中刻頃に至

て所々の燈籠漸く消滅し、人皆山を下りて家ニ歸る、又市中に廻り燈籠と云ものあり、事を好者一ツの燈籠をつくり、其中ニ火を点じ、種々の人形又ハ蛇形等を作りて、是を置、火勢盛なる時油煙の氣是をめぐらし機發あるが如し、諸人は是を見て悦ぶ

但法界の飯と云ふ事あり、何れも聖靈の壇脇に無縁を祭り、又種々の物を供ふ、人皆是を食する事なし、故に非人乞食の輩暮頃より小田子又籠を提て法界の飯下されと呼廻る、十五日の夜迄如斯

此事天保中頃より止乞食者なし

一同十五日魂祭並ニ墓所参詣前式のごとし、古法を守る家ハ蓮の葉の飯に刺鯖を取そへて、たがひに中元の祝詞をのべ取やりす

但此文政のころより次第ニ稀ニなり慶応の頃も刺鯖ハ互ニ取やりする

一此日より翌暁ころに至るまで諸商人四方へ奔走して、諸取引をなす事十二月晦日の夜のごとし

但当所者七月十二月一ヶ年ニ兩度の取引をいたすなり、古来より猶斯の如し、扱此夜旦那寺へ銀を包医師手習師其外への謝義を贈る十五日夜ニ限るニあらず、十二三日頃送る不行届者十五日夜ニ至、もあり 十二三日親類互ひニ刺鯖・素麺等を贈る、

新死の家にハ白張燈籠并ニ蠟燭線香菓子の類を贈

り、是を初聖霊と呼んで志しをのぶ

一 此夜唐三ヶ寺ニ施餓鬼あり、堂前ニ壇をしつらひ僧徒環座して誦經あり、經終り供物の餓頭をとつて四方へ投る、是此經の功德を以てあたりニ集たる餓鬼ニほどこすの義なりと、参詣の者は是をあらそひ取てたのしみとす、俗ニ是を餓頭なげとよぶ、酉の刻過頃より始り寅の下刻ころニ至て止

文政の頃より亥刻頃ニ至て止

一 此夜古来より丑の上刻を期とさだめ、聖霊流しあり、其法竹をたわめて船を造り其上ををわら等をわらニて包ミ帆柱を建紙をつぎて帆となし、帆ニハ極楽丸西方丸弘誓丸或ハ六字の名号、七字の題目或ハ釈迦觀音等の像を書、右の時刻にいたれば壇上の供物をことごとく取おろし、皆船ニ積て海中へ流ス、船ニハ種々の燈籠をともし、紙にて小船者屋形を美事ニ拵数多の線香をたつる、小家下賤の者共ハ近隣或町内もやひて凡壺間余又ハ二間程の大船を船の長サ天保以来次第長くなり五間或ハ竹わらにて造り、家々よ七八間十間ニも及物あり又船ハ屋形なしり持出たるあまたの燈籠を舳艫帆柱等にかかけ、双盤またハかねをたたきて、同音に念仏を唱へて送る、流し場ハ多く波戸場俗大波戸と云江戸町肥前屋敷の渡頭大黒町の内佐嘉藏屋敷有依て肥前屋敷の波戸梅ヶ崎等也、然レ共見物の男女兒輩肩をすりて群衆見物するハ第一波戸場也通り筋見物ハ豊後町辻より興善

町・本博多町・大村町・外浦町江群衆す、よつて近来ニてハ船籠町辺の船ニても豊後町へ来り波戸場へ流、下賤の者共右送りの帰るさ三味線・太鼓・笛等を以てはやし立、さまざまの芸をなして市中をにぎわす事有、今其事稀也

但天保のころより印燈籠とてもやひの舟にハいづれも船の先江様々の拵物火をともし様ニして持行間ニハ美事の細工あり、新死の家ハ初聖霊とて此夜ハ分て名残をおしみて、多く丑の刻過流故、前後寅の下刻過ニ止、慶応二寅年此両三年このかた寅年ハ分て子刻ころより流し始む、年々と流し方早くなり、大船又もやひ船ハ町々若者打寄大竹を曲むしろわらニて造る、帆ハ近年木綿の帆多し、是は持帰るよし、古老のいへるむかしハ聖霊を流すに船を造るいふ事もなく、只供物等を菰苞につつみて海中に流すのミ、其後唐訳司盧草拙なる者元より儒に名あり、ひととせ藁を以て小船を造り、供物をとりのせて是を流す、人を見つ追々是にならひ今なを貴賤となく船を造りて流す事邑の風義となれるよし、文政以前ハ不知以来ハ十四日朝濱町大橋大工町新橋へ麦わらニて造りし大小船の店をだす稲佐浦上ニて造出す由

一 同十六日新死の家ハ送燈籠とて今夜迄墓所ニ燈籠ともし参詣する、此日ハ養父^{ヤブ}入とておよそ正月十六日のごとし

但此曙ころより浦上の者鶏を売あるく、商家ハ多分是を買て精を落とて食す、其外とても同断、又今日迄精進の家もあり

一 此夜より此月中ハ送り燈籠とて家々裏手軒などに燈籠点ず、聖霊を送るの義なるよし、但家々の門燈籠者此夜かざりにしてやむ

一 同十七日凡此夜頃より此月中ハ夜ニ送り念仏とて町々一町かざり、家々貫銭として壇をかざり、供物をして百万遍あり、是又聖霊を送るの義なりといふ

但念仏ハ翌曉ニ至りてやむ、各夜の明るを待細きわら

船を造りかねをたたき海中へ流す、町々皆如此、天

保弘化嘉永のころ迄ハ十六日の夜細きわら船を造りてか

ねを打送事ありしが、いつしか是ハ止て今ハなし、廿四

日地藏祭其夜小船を造り流す事ハあり、百万べん等の事

文政頃よりなし

一 此日野母村ニおいて焼酎酒と云事あり、数多の浦子^{無人}共浜辺に並居ておのおの大碗に焼酎をとり銘々の分量程のミで、其後船に乗て津口に至り、鯉釣のまなびをなす、通例是を焼酎踊と云、又雅児舞泥打或ハ大名の行列を作り

出る、見物の者群集す、又同所日の山権現其外寺々庄屋の宅に至て踊をなす、踊のあいだ太鼓をたたくハ其数ありて此所にて一子相伝なるよし、若其数たがふ時ハ此処の作不作又獵も不獵になると云伝へ、是を打伝へたる家の外余人ハ打事叶わずと云、右相済て壺升入の酒樽を船にのせ、津口に至りて海底にしづむ、年ニよりすミやかに沈む時と又しづみかぬる時とあるよし、是を以て龍神納受の占とす、是此浦の漁獵祭りむかしより斯のごとし、或ハ云焼酎踊ハ少長おどりのいひあやまり也、むかし此祭始りてよりわかきとなく長となくむれ出ておどる故少長踊と名付今に遺風有と云、しかれども其説いまだいづれが是なるをしらず

八月

朔日日出を拜せんとて日見峠の辻江夜のうちより諸人登る事年々二人多し先年ハ今様之事ハ無之歟

一 八月朔日八朔礼として地役人各金銀を包、是を台にして奉行所ニ至り節を拝し冥加を謝す、其役料分限ニ応じて差等^{シラフ}あり、寺社ハ種々の紙等を台ニして捧ぐ

但此日御代官町年寄古株の町使十五人散使御広間筆者^{表筆者}と云へも懸の町々より八朔銀を贈る、二日ニハ在府の奉行へ捧る分新入の年行司宅ニて取立る

此分慶応二寅年より止在崎奉行計へ差出事ニなる

一 同七日稻佐郷弁天社祭礼社壇のうしろ手に土俵を築て角力あり、市中の男女或ハ遊女各船を浮て参詣多し

但稲佐九日クンチとよぶ、是浦上測村の懸り也、此村二属

したる所々ハ家々濁酒を醸して客を請し相祝す、近

年ハ馳走等も善美を蓋す由、凡在々浦々氏神祭りを

さしてすべて九日クンチと云ものハ本邑長崎の祭り九月九

日なるゆへいづれも是にならひ九日クンチと唱ふ歟、爰か

しこの田舎九日といへ共皆近在近村の氏神祭りなり、下も皆是にならへ

一 同八日右同所うら九日と云、七日ニ至りたる者ハ此日に至りて濁酒をのミおのおの酌酌して興をもよふす

一 同九日此夜金比羅参詣の男女夥し、翌十日同所祭礼

但道筋ニハ志ある町々より義漿をもふけ、参詣の渴を

たすく

一 同十五日諸役人奉行所ニ至て佳日を拝す

一 右同日桜馬場八幡宮祭礼

一 此夜俗に豆正月と云伝へ、家々鱈をし通例琉球芋いもから南京芋いもと大豆を煮しめて近隣の婦女などがひに打寄相にぎわふ此事文政中ころ尤騒客文人のともがら名月の会催す

一 同十八日秋葉山祭礼、但三月十八日の祭ニくわし

一 同十九日七面山祭礼、但三月の処ニくわし

一 同廿三日豊前坊祭礼、但右同断

一 此日例年館内ニおいて唐人共踊を催す、但此事いづれの頃よりか絶へてなし

九月

一 朔日諸役人鎮台に節を拝す

此日踊町十一町共奉行所西長屋家老部屋の下にて踊奉行見物

此事文政中ころ三四年ありて又止たり

一 此日神事町ハ庭おろしとして是まで小屋にてならせし踊を始て衣装をつけ、外ニ出してこころむる事有

文政年中より衣裳着せと唱へて八月廿五日頃より日々

町々笠鉾并踊子ニ衣裳をつけ町内を通シ乙名方ニ而おどる、是庭おろしなるべし

一 同夜神事町ハ翌日人数揃とて兼て親類知音へ案内をいひいれ、家々料理をし竹を建幕を打、座敷をしつらひて夜のあくるをまつ、座敷見物とて暮頃より旅人群集して踊町々を見物ニ廻る、踊のはやし方ハ笛を吹、太鼓をたたきて夜すがら町内を始外神事町江たがひに行通ひて大ひ二賑故家々いづれも立さわぎで打ねる者なし、但此夜客を迎ふる家もあり

一同二日神事町人数揃あり、神事町といふは十一町宛を限り、年々順番を立、両日踊を出し神輿の御供をする事故、其町家なみに竹を立ならべ軒先に幕を打、兼て案内しける客の来るを待、扱此うちよりならしたる踊を仕立、踊子には夫々のはれ着をきせしめ、町人家持の門先に至て踊る、其家よりハ踊師匠并に役者共に花銀若干を包、おどる児輩へは饅頭・柿・栗の三種を包、踊る家毎に是をあたふ、尤家持の外踊事をゆるさず、借家はただ門並に幕を張、客を請じて賑ふのミ、是を人数揃と云う事は蓋一町限り仕立たる踊子の人数を揃へ、てふり拍子など試る意なるべし、踊ハ今様・本踊文政始の頃迄ハ本踊と云も多クハ手踊ニて有之処、年々と手踊ハ止、芝居懸りとなり、文久元治の頃よりハ屋体道具建もせり、上出来踊ハ弥芝居疑物に相なる、風流・獅子舞踊・唐子踊・薩摩踊・羅漢踊・韃靼踊ダツ・石橋踊・角力踊などあり、笛・太鼓・三味線・鼓・噴呐チヤンメラ・らつば・銅鑼を以て夫々の踊に應じてはやし立、町々趣向一様ならず、又笠鉦と云ものあり、羅紗・猩々緋・明鏡メンキン・金入錦・天鵝絨文政中より天鵝絨ハ玉ふちニして下リニするを不見、文政中下りのきれニ縫をする事互ニはれとす等をもつて下にたれ、上にハさまざまの造り物をなす、是をさしてかさほこのだしと名づく、右だしに町印を出踊の先に書いて目印とす、見るもの堵トの如く町内大ニ賑、

但大村町のだしハ夏越御祓ナゴシひ団子の形ニ似て金地なり、此町書ハ昔雪山人は書雪山人の事長崎先民其筆骨伝ニ有依今爰ニ不載

位置又類ひなしとて見る人皆是を賞せる、依今猶是をもちひ其旧きを捨る事なし、又丸山町寄合町の人揃ハ毎年の事故市中のごとくならず、踊ハただ町内の稲荷社并ニ乙名の庭且小舞の遊女を出したる家に至りて踊るのミ、よつて両町人数揃の賑ひハ外神事町のごとくならず

小舞を出したる家ハ人数揃ニ案内を応じ客あり

玉ふちと云う紅ちりめん又はびるふどの類を用、尤神鏡なと立たるとしにハ藁にて大注連をなひておくもあり、後年玉縁二町名を縫もあり、近来ハすべて大注連ハ天鵝絨ニかざる

羅紗猩々緋

天鵝絨金入

明鏡の類を用ひ



又竹簾の縁など
玉砂など置もあり
錦などたれたる

もあり金其外二而
いろいろ模様人物紅葉
重りとす

賀其外思ひ思ひの縫置く
大手入の事々なる、或ハ町名を縫もあり

内ニ風鈴を釣進歩の節とす
右者大概をあぐるのミ、年々町々の製作一様ならず

一同九日神事町は暁前より踊を出し、其跡ニは乙名万延の頃
ハ踊の跡ニ不付、着流にて屋後より取締の為、
二として踊の消迄付廻ル、踊消事夜九ツ時頃

組頭并町人共上下を
着、各挟箱を持セ、列を正して付したがふ、此日ハ先諏
方社を第一番に踊故、諏方の下畑柏町辺にて夜のおくる
を待受る、諏方社の長坂にハ諏方二の鳥井上矢五郎門の市中近
在近国の老若男女寅の刻頃より打むれ居

今ニてハ長坂へハ市中若者計居て女ハ勿論、近国近在の
者居事なし近在近国の見物ハ坂右脇の処ニ居る

此長坂ニハ市中若者のミ居て踊の褒貶所望踊等の事ノ自
在ニ差図をなす事昔より今ニ至る是を(ママ)製する事なし坂中

程より上迄処々ニ日行使用取締の為陣笠ニ而詰居(頭注)

おどり始めてハ諸人褒ホウヘン貶ホメシの声地をうごかす、同所の
踊済て諏方・森崎・住吉三社の神輿ハ御旅所として波戸場
の仮殿ニ下りたまふ、此日ハ両馬町・勝山町・桜町・豊

後町・新町・堀町・嶋原町・外浦町通り筋之家々竹を建
並べ幕をはる事人数揃の式のごとし、皆通り見物とて客
来あり、扱又男女児輩辻々に出て神輿を拝する者おびた
だし、此日の踊順は第一諏方社・第二西衛・第三御旅所・
第四東衛タテヤマシキ但安禅寺御宮ニ踊て東衛ニ至る事もありと、な
れど安禅寺ハ九日ハなし十一日計おどるなり第五御代官
所右の分ハ町々順列を立ておどる、夫より惣町年寄又ハ
神事町乙名の親類知音の方に至りておどる、市中の家々
ハ神事町ニかぎらず、醴を造り栗・柿・饅頭を台にとり
て菓子とす、是通例也、踊の場にハ近国近在の老若男女
皆群集なして見物す

但以前は此月の七月九日に踊を献じ、十一日に能有
り、古しへより此三日をさして九日クシチとよぶ、寛政六
年甲寅府尹平賀侯の時諏方社神主願により九日十一
日十三日となれり、又神事踊ニ両遊女町を以て先と

する事、昔此地邪宗の徒発行しけるも全此神力ニ而
ほろびける故、此神諏方社の祭礼はじまるとき両町
はじめておどりを仕立献ず、此ためしをもつて今猶
両町外十一町の先におどるよし耆旧にいへり

諏方社踊場所ハ三の鳥居上長坂の下なり

一此日諏方社にハ御名代とて鎮台の家臣代参以前ハ不知文政以
来ハ御名代ハ家老
二限る用ある故、兼て踊見物の棧敷をしつらひ長坂下、
左側、長坂
下正面ニ社用人御名代棧敷前ニ者船番・町使・散使の吏

目等上下を着し例を正し居並警固をなす、又惣町乙名の（マ）の（マ） 棧敷是ハ御名代棧敷並と長坂下右の方と二ヶ所有、 神主ハ長坂上矢の大と江棧敷有り、神輿者三社共今曉より能舞台江遷座右の外宿老会所役人後年両通詞も棧敷有、市中并近在近国の者共ハ私ニ懸たる棧敷江あげて利を射る

一 此日西屋敷の棧敷へハ両府尹並二部下の吏其外御勘定方御代官等なり、両踊場の左右ニは床を置、部下の吏兩人宛うしるに道具を立ならべ警固をなす、遠見番・唐人番・船番・町使・散使の吏目等左右ニ警固並居る事諏方社の式の如し

但安政六末年より西役所江ハ西洋人士官の者御奉行所より御案内にて踊見物ニ出る、依之両御奉行両日共諏方二の鳥居上三の鳥居下十一日別棧敷懸る処江御出相成、西役所江ハ組頭・調役・定役亭主方被致候

一 此日御旅所ハ部下の吏出る事なし、御役所附の吏目兩人床に相詰、其外船番町使の吏目場所の左右を警固す

但御旅所ハ唐人棧敷有、此日在館の唐人ども大勢踊見物ニ出る、唐子踊ハ元より唐土の風を学び、三四才の小兒迄も打まじり、彼国の衣服を付帽子を着、いづれも華音のうたをうたひて踊る故、見物の唐人共自ら故国の情を動かして、泪をながすもあり、又興ニ入ゆび輪花かんざしの類を棧敷よりなげて、踊子

二 あたふもあり、かたわらより旅人羈客其ありさまを見てめづらしとしてよるこぼざるハなし、又同所ニ阿蘭陀人出る事あり、是ハ其年の在留かびたんの心次第也、依而年々定式ならず、若出る事あれば棧敷をしつらひ、又出嶋前阿蘭陀二屋敷棧敷を構へ、踊を請る事もあり、是ハこれかびたん波戸場へ出るの年留守居の阿蘭陀人共踊を出嶋へ請るよし

唐蘭とも天保末のころより年々と止、其後たへて踊見二棧敷江出る事なし

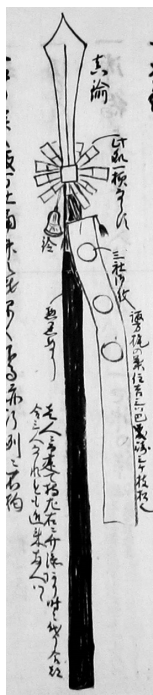
一 此日西役所并御旅所の踊濟ころより神輿御下りあり、御旅所仮屋江神輿御入為の後両府尹参詣あり、よつて場所詰の役人何れも途中の左右に平伏して披露を請る

神輿行列の大壁

一大銚 五本 長サ壺丈余 但白の絹旗に三社の御紋を染出したるを銚ごとに付る

諏方梶の葉住吉三ツ巴森崎三ヶ松枝也
此処一様ならず 三社御紋

真鍮



鈴 惣黒ぬり 壺人ニ而建て持左右ニ付添

あり時ニ代り合都合三人なれども近来両

人ヅツ

右の鉢ハ諏方社踊濟次第早く下る跡行列ニ不拘

一割竹 左柿色の素袍肩ニ而しぼり上て着たる者二人袴ハなし鳥第

一番也

一太鼓 壺 但古へハなし

古くハ第一番ニ脚立六ツ 是ハ御旅所ニ神輿を置く 持行列の処

文政の頃よりハ是ハ神輿の跡ニ付

一笠鉢 三本 但 上ニ神を立下四方 而白綱を打廻ス 此品古之行列ニ不見候

一ゆり 所々ニ是をもたしむ 但是ハ何品歟今もある歟

一猿田彦弑神 但古くハ山伏の次薬師寺の前ニ行列

一弓 数十張 一長刀 数十拔

一鐘 数十本 一鳥毛

猩々緋 投鞞鎌 数十本

虎の皮

一太太刀 壺腰 鞞ニ三社の是ハ先年高力氏奉納の銘あり

一短刀 数十腰 但袋入 一旗 数十流

一まとひ 数十着 一法性造り冑 但白木わく入

一御綸旨 但わく入ゆたく懸 一四神の鉢 但 壺本毎色を分 赤青黒白の

旗を 付る

一獅子 壺封 但緋どんすを覆ひ身体とす、道途の間ハ

兩人宛ニて是をかつぐ

一神馬 三疋 一杓持 三人 但 古へハ此次ニ白張 烏帽子ヲ着て割田

竹を引、 今ハ前ニ引

一山伏 但古へハ道士爰に立貝を吹立る、蓋し諏方ハ往

古山伏のあつまる処、中興唯一の神職となり

今猶是ニよる依て其元を捨ず、道士爰ニ立

る、又一体の行列ハ神功皇后の三御帰陣行列の

様を取と云事もあれば夫等の故か、いつの頃よ

り此貝吹止たる歟、唯一ニ相成て後止シか、文

政の頃ハ止てなし

猿田彦古へハ此処に列をなせども今ハ始に列す

一薬師寺 披露 是ハ諏方明神元磨屋町薬師寺より遷宮あ

りし故、其訳を以て今猶神輿の先ニ立

一当人町乙名 披露 是一ヶ年ハ町宛御神事亭主役ニ而供物万

端の手伝等致ス

一太鼓 壺但さし荷ひ

此太鼓今ハ始の処ニ列ス

一神鏡 壺 但 台ニして青糸の綱を懸四人ニ 是を持、今ハ緋糸の綱懸る

一社用人 披露 猿楽師早水何某披露 長崎村庄屋

披露右何

れも上下

一 神輿 諏方大明神 住吉大明神 森崎大明神

数十人白張烏帽子今ハ不然、柿色のすおふ着袴ハ不着後ニ
而むすぶ烏帽子なし、此神輿守ハ三ヶ村より順番ニ出る、
棟梁ハ上下巾ふたすきニて神輿ニ付

一脚立 六神輿の脇ニ付 笛太鼓又此処ニ立右道具持等いつれ
も烏帽子白張三ヶ
村の百姓也、道
具宰領ハ上下着

御供として市中の老若男女児輩ニ至迄神輿の跡ニ付、
此跡又両町の遊女共列を正して御ともす、但此遊女の
御伴世の中諸事ニ随ひ年々と少、天保頃より止

一 神主 青木何某五位の装束ニてた輿にのり、供廻り素袍正烏帽子
輿廻長柄持等ハ烏帽子白張銀台棧敷前披露の節輿
より
下る

一同倅 但右同断 披露

一同親類 中段与唱 但六位の装束馬上也 披露 兼る西山郷

妙見社神主也

一下社家数人 馬上

一 乙名頭取并惣町乙名 披露 但是迄神輿に引続跡ニ丁計間
を離る

一 十本鎗 但左十本
右十本と列をただす此鎗は平日御奉行所ニあり

黒鳥毛也、散使小遣警固をなす

一 散使小遣 散使 町使 御名代但くり薬物又馬上もあるよし
先遣之府尹行列の通り家老勤也

船番 遠見番 年行司乙但十本鎗よりは迄一そな
へ是を御名代附と云

一 遠見番 披露 船番 披露 町年寄 披露 町使 披露

五ヶ所宿老 披露 長崎会所目付同吟味役 披露 同請払
役 披露

先年者是迄ニ而有之処、文化末頃より阿蘭陀通詞唐通事
披露何れも慶応元年より御救銀会所請払役披露右の分奉
大小通事計
行所前棧敷前ニて披露御礼勤る、但重陽の御礼兼たるも
の歟

一 八日夜より家々門燈籠を出し町々別ニ燈籠を建明神江献
ず、十一日夜迄

一 九日十日御旅所参詣の男女夜者尤群集す、但茶せつたい
所処々ニ建

一同十一日踊両遊女町始外十一町も九日の趣向とハ違へ
て、此日ハ御旅所を第一として次ニ西役所次ニ諏方社
此日ハ両府尹共二の
鳥居上棧敷ニ出張奉行棧敷前夫より安禅寺御宮立山奉行所
下用屋敷此処ハ奉行留守居の人見物当時
ハ組屋敷家内等も見物ニ出る夫より御代官其余者勝手
ニ九日の通り

一 御旅所踊済次第鋒上ル、諏方下奉行所踊済見合神輿御登
り多く昼後、
ニ至る、行列九日の通り御名代地役人御礼等惣而九日
の通り是等の事相済て暫致両府尹社壇ニ登りて神拝済元
の棧敷ニ引取

一 神殿ニハ夫より湯立あり、神主等廻廊ニ列座して祓ひを
なす、鼎の前後左右に見る者堵のごとし、右湯立おわら

んとする時はをおこなふ者湯をかきませる笹をもつて群集の中ニ投入る、諸人乱擾ニ皆是を争ひ取て守りとす、右争のあいだ吏目とても制する事なし

一十一日神輿踊共外浦町・大村町・本博多町・堀町・本興善町・豊後町・桜町・勝山町・両馬町を通り筋とす、是古来よりの例也

天明五巳年雨天ニて神輿御下り延引ニなる処、府尹戸田侯の命ありて七日夜子の刻ころ御下りあり、是むかしより未曾有の事なる由耆旧いへり、其後雨天ハ四ツ時迄見合ニて日送りニ相成る

一湯立済て後流鎗馬あり此処諏方の馬場と云、府尹棧敷より見物有之、扱四半を竹にはさみ、馬場の三ヶ所ニ三本宛人はを出し立持て射さしむ、都合三々九本の的なり、馬場の左右ハ見物の者牆カキのごとく、市中侠客の輩各竹を以て馬の尻をうつ其いきほひ又勇壯也、是ハこれ古来より神事の例となる故、府尹の棧敷前といへどもはばかりる事なし、諸吏も又是を制する事なし

但的ハ第一ニ射るを諏方明神の的と定、其次二枚ハ兩府尹又其次ハ御代官、其次二枚ハ兩馬町の的也、残三枚をばかひ的と名付、見物の面々おちあひ折重りてあらそひとるばかひハはひとりかち、なりけだし方言(頭注)、的並ニ矢とも微塵になるをわづかヅツ取得て是を守りとす、或ハ

云、是を所持する者其年の運氣強と、且右的のうち兩馬町の分ハ右町の若者共当日の場所より争ひかたげて走り出、両通事又会所役人其外何れも賀儀のあるかた、或ハ富家ニ持行て祝詞をのぶ、依て其家よりハ祝儀として銀壺枚程遣す事以前より通義となりたるよし、右ニ付利をむさぼる者未流鎗馬おわらぬうち似セ的等をつくりて富家へ至祝義を乞事有

一同十三日卯刻東屋入ニて諏方社舞台ニおいて神事能あり、両府尹并部下の吏其外御代官・御勘定方・御普請役并町年寄・宿老・神主・社用人・下社家等皆回廊をもつて棧敷とし、夫々順列あり乙名会所役、人も棧敷有、舞台の脇正面脇の正面の処ハ毛せんを敷、弁当たづさへ至て市中より見物の男女群集す

但棧敷ハ何れも幕を張毛せんを敷並べ、舞台の正面脇正面の処へ者遠見番・唐人番・船番・町使・散使の吏目等上下着ニて警固をなす、府尹始役上下着也

一能ハ狂言共五番、尤番組年々替る、狂言も同断

但当所神事能番組の内年々諏方と云を是非脇能ニ舞、是者むかし当所邪宗の徒はびこりあだをなしける時此明神あらはれ出て、右の徒をたいらげ給ふ神徳のべたる諷也、未誰が述作たる事をしらず、節ハ觀世の家本にてつけしよし、よつて是を吉例とし今も

なほ此能を以脇二つとむ

一此夜を俗に栗名月と云て八月名月の例のごとし

一同十五日諸役人各鎮台ニ至て佳日を拝す

一此日伊良林郷若宮社祭礼

但伊良林ハ崎の東にあり、是則稲荷社也

一右同日小瀬戸九日とて同所の氏神祭礼あり

一右同日阿蘭陀八朔とてかびたん人共奉行所并御代官所ニ至て拝謁し、其外町年寄のかたニ至る^{此事}止、出島内ニおいてハ阿蘭陀人鶏豚を殺して酒宴を催し胡筋をふき木琴を打て相祝す

出嶋乙名通詞案内有て馳走ありしが、是も安政の末五六年頃より御改革新商法後止

一同十六日伊勢宮祭礼

但此日を俗ニ伊勢町九日と云、此一町ハ家々酒肴をと

とのへ客を請して相祝す、愚旧記を考ふニ伊勢町元

高麗町と云、其後爰ニ太神宮を勧請せしより、町を

今の名にあらたむと云

一右同日浦上村山里郷懸りの氏神山王社祭礼、俗ニ是を浦

上九日と云、市中の男女皆氏家ニ至りて酒宴を催す

但近年ハ案内ありて殊の外馳走有之よし

一右同日出帆の阿蘭陀人暇乞として奉行所ニ出る、尤夫々

の役人通詞付添

一同十九日廿日定式阿蘭陀船の出帆の日なり文政中ハ廿日、定日と相成居

福濟寺大徳寺其外所々の渡頭にハ市中の男女旅客見物す、右蛮船ニハ数十の紅白の旗をひるがへし、石火矢をはなち纜をときて出行さま実ニ画もおよばざる事邑の奇観なり、尤入津壱艘の年は廿日を出帆の日と定、国屋敷へハ諸大名或ハ家臣来居て右出帆の見届有之、依諸商人種々の品をあきなひて市中大ニ賑ふ

但安政末未^マ年頃より出帆の手数止、見物事なし、是迄

ハ六七月始ニ懸入津の節も紅白の旗を数十ひるがへし引船ニ而神崎より入来り両番所あたりニて石火矢を放ち、湊入碇を入たる処ニて又炮発是祝儀也、見物之遊船数艘入津注進有之候ハバ早速両番所其外とも御備相立、夜ハ万燈のごとくかがり灯燈をともし夥敷船并波戸場より夜分の見物尤多し、是も右末年より相止、○異船入津相済迄

一同廿一日寄合町稲荷祭り

但廿三四年前迄ハさまさまの踊を催ふして町内をにぎ

わしけるゆへ、見物の男子面を覆ひ、かたちをやつ

し貴賤群集なしけり、今其事なく妓楼只客を迎て賑

ふのミ

天保の末ごろ片へら町稲荷祭のせつ市中人数揃同様

家々座敷を借りがざる事一年有

一 同廿五日日見村網場名の氏神天満宮の祭り有、年々近郷の者打寄角力を催すゆへ、市中よりも参詣の者あり

今ハ参詣是又俗二日見九日と網場九日と唱ふの人なし、

崎の東二りばかりとあり

一 同廿九日古賀九日と云、同村の氏神者八幡社也、此日社壇の後手にて角力あり、市中の男女おのおのいたるもの多し

十月

一 朔日地役人各奉行所ニ赴て佳日を拝す

一 六日より十五日迄十夜と唱へて浄土宗の寺々へハ法会を行ひ、一宗の家々には団子にしめ等を致、親類知音の者

二 出す、俗是を名付て多くハ茶のものと云、近來は斯之事なし

一 同七日より十三日迄ハ御影講とて日蓮宗の寺々法会あり

御影講俗ニ御めひ講と云本蓮寺にハ稚児舞とて僧徒音楽をし、小児輩

花籠を提て列をなし、又衆僧各衣の襟を正し手ニ袈裟を巡経スかけて堂中を廻る、参詣の男女夥し

一 同十五日諸役人各鎮台ニ至て佳日を拝す

一 此月初の亥の日ハ玄猪の佳節とて家々餅を搗て相祝す、俗ニ是を亥の子と云、又俗ニ此日の餅を搗ぬものハ鬼子を持よし云伝ふ、当日能仁寺弁天祭礼見輩各にわか等を

造り寺ニ至る

但能仁寺ハ松の森社の下にあり延命寺末也、亥の子の祭礼ハ以前富札などありて大ニ賑わし今ハ其事もなく只参詣あるのみ、堂中ニハ今二百味の食を供西瓜等も能囲ある也、出来大工町より小供を角力取ニ仕立数人参詣す、又此夜市中の小児手ごろの石を縄にてゆひ、双方より引あひて家々の門ニ至りふミだんを打、其詞ニ曰、亥の子の餅つかぬものハ鬼子もて子もてと云は何の義たるをしらず、いにしへよりしかり

此事文政末頃より止たる見たる事なし

天保始のころ下関にて此事あるを見る（頭注）

十一月

一 朔日諸役人各鎮台ニ至佳日を拝す

一 同八日鍛冶の家は銀細工の家も同橐鑰祭りとて家々ニ勸請したる稲荷神に造酒供物を献じて客など請じ大に賑ふ

一 此日金剛院如意輪寺と云崎の南本石灰町の上にあり又西山郷左近明神所々の稲荷祭礼あり

一 同十五日諸役人各奉行所ニ至りて佳日を拝す

一 同廿一日より廿八日迄ハ御正忌とて一向宗の寺々ハ仏前

美麗をつくし種々の供物をして仏事をなし、昼夜説法法談あり

但此一宗の輩ハ何れも信心他ニこへたり、因御正忌の間ハ兒子といへ共丑の刻ごろより起、雪を侵し霜を踏て参詣す、右参詣の時刻ニ至れば一宗の寺々鐘を撞て是を俗ニ参鐘と云、男子ハ肩衣を着し女子ハさらし白綿或布西洋布の類をもつて頭にかづく、是をおざ帽子と云俗ニすミ手拭又ハ角かくしと云、新婦兒女といへ共みなこれを用

一同廿九日俗ニ砧板アシイタおこしと唱へ一向宗の徒鶏をさき魚を煮て是を食す、いわゆる精進おちと云もの也

但昔より当地御正忌の間ハ魚を買ふ者稀成故、市中魚類のあたひ常よりやすしと云、しかれば崎中ニても一宗のさかんなる事思べし

一此月冬至の日ハ唐通事家々冬至団子と唱へ寒晒袴ニ而小く団子をこしらへ汁子を仕立、奉行所館入大通事よりハ奉行所江汁子を上る、其外親類懇意の方へ送り、又ハ案内をえて馳走し汁子を出して祝通事一統の事也大通事□□、扱市中のちやんめら吹ハ此日夜ニかけちやんめらを吹て通事宅へ祝儀ニ参、又明方より唐船入津と申而唐船の形を拵持行者もあり、何れも夫々に祝儀として錢を包遣す事なりしが、天保末頃よりいつしかと客杯ハ止、汁子而已配る事あり

しが、是も其後一兩年過次第ニ止て其後ハ親類知音のもの当日に参り懸のものへ汁子出す迄ニて案内等の事惣て止

一此月冬至の節の十一日目に当るを阿蘭陀正月と云て年々出嶋の内ハあまたの通詞江蘭人より案内申入馳走有て、時ニ寄筋を吹木琴などならして国風をうたひ大ニ相祝す

十二月

一朔日地役人各鎮台ニ至りて佳日を拝す

一此日川わたりとて前夜より餅を売ありく声かまびすし、家毎に是をととのへ、或者餅屋より買ととのへて此朝神前仏壇等へ供し、又鱈をきざみ餅をとりそへ台にのせて来客ニ出す、是を川渡の餅と云

但川わたりハ川を渡ると云事ニあらず、此月ハ取分いそがしき月ニて諸人くらくよりおきあがり、又くらくニ成迄かせぎ廻り、たがひニ行逢人も目ニ見へぬほどまでなる意をもつて、顔ハたれといへるころの転なりと古いへり、今黄昏をたそがれと和訓しける意を以て考れば左もあらんか、たそがれハ物のあやめもわか(ら)ず、たれがかれのといへるころとなん是又耆旧いへり

安政の頃より餅を売あるく事次第ニ少く後止て餅や

二て銘々買ととのへる事二なれり

一 同日船江の非人共船江ハ崎中より西北の間五丁はじめて節季候計ニ有俗ニくつかひ原と云をして、市中の家々を相廻る、又す取惠美酒と云事あり、是又非人共の内烏帽子を着し、釣竿を以てあたかも惠美酒神の容貌に擬して家々の門に立、歌をうたひて米を乞ふ、児輩皆是を見てよろこぶ

但文政中頃迄ハせきぞろ金々の踊などして来りしが、い

つしかして、万延以来ハ踊などハなくて只米をもらふ

計也、先年より米取と唱て頭ニ編笠をかぶり此笠ニ諸

竹其外紅白の紙を飾もろもきをさし手ニ紙張長柄の

ふりつつみをならし袋をさげせきぞろと呼で家々よ

り米をもらふ今此者共計也、朔日二日三日十三日共同

様也、是ハ株有て、勝手ニ出る事不成よし

一 此月家々多くすすはきをいたす、或ハすすをはきたる筐にわらをつかねて、海老をつくりて屋根のうち棟ニ来年の恵方をかしらにしてあげ置、是を以て嘉例とする家あり、是ハ人毎にするにはあらず

一 同二日三日節季候右同断、稚児輩曉起して是をまつ

一 同八日の夜臘八とて暗臺寺ニ於て法会あり、是昔釈迦悟道ありし日と云伝ふ、五穀の粥カユを作り、盂鉢ウハチニもりて釈迦ニ供し、又参詣の男女ニほどこす、或ハ人參大根こんにやく豆腐などをにしめて是を羅漢菜と名付、以前ハ粥

毎ニ白砂糖をそへて諸人ニほどこしけるに、近頃者砂糖も高価成ける故、今ハ塩に黒胡麻をかきまぜて出す

但四五年前迄ハ夜分寺の大門を開、参詣の男女あまた有ける故、市中の遊治児共取集り、女子を見かけて種々狼藉をなす、夫故近来ハ小門のミ開て法会もしごくひそかになれり

一 同十三日節季候来る

但此日ハ俗ニ正月のことはじめと云伝へて家々繪をして相祝す

一 同十五日諸役人各鎮台ニ至て佳日を拝す

一 同廿二日廿三日頃より同廿七八日頃までハ家々年の餅とて餅を搗、新ニ恵方棚をしつらひて春を迎用意をなす、尤家々ニ出入の棟梁あれバ年々嘉例として右の棚をつくらしむ

但餅搗の日新婦ハナヨメ有家ハ出入の者共取寄新婦をかかへて白に入れんとす、其時同勢の内より千貫千貫又八万貫万貫など声を懸、是を買取て白に入る事なからしむ、是を白入と云て一笑を催す、又祝の義とす、新婿ムコも又此事有、且此月の十八九日頃より餅を搗家あれ共是ハ稀なり又大黒柱の餅と云事有、つきあげたる餅にて宝袋をつくり、水引を以て片木ニゆひ付右の柱にかくるもあり、或ハ年徳の頭のごとく柱にな

で付たるもあり、是八日をへておのづから落るをかこひ置、初而雷のなる日取出し、焼て各食す、是能雷を避るよし、古より云伝ふ、又云神前・恵方棚・仏壇等の鏡餅其外門松・幸木・臼・家財家具の鏡餅年の鏡とて人数の数餅を並べ置いづれも夫々此日二においてとり置

質搗とて天保末のころよりつきあるくものあり、釜を仕立是を荷ひ、其搗家の前二居置てせいろうをかけ搗、小家の者是を頼申すなり

一同廿四日ハ家々酒に入る事を忌む、是ハ愛宕山の縁日にて此日酒に入る事をつつしむ時ハ此年中火災をまぬかるよし云伝へ、是を俗ニ酒精進と云

但天保末頃より家々斯の通りするを不聞

一同廿八九日ハ家々松を建、夫々の飾りをなす、神棚・荒神棚・恵方棚・仏前其外式盆并家財等二七五^メ三をはりて鏡餅を供ふ、鏡餅ハ多く上に昆布・橙・柿・海老或数の子を置、夫々の飾家々ニよりて違ひ有、尤荒神棚の大鏡餅ハ家々すべて三ツ重、上に海老・橙・昆布・串柿・包米・包塩下にゆつり葉裏白を敷て是を置く

一廿六七八日のころ鏡餅に塩鱈或ハ塩鯛塩あらの魚取そへ親類にたがひ二贈を嘉例とす、

但両親同居せず外ニあれバ鏡餅二重片親ニ一重ツツ贈

る、しうと又年来勤たる主人方江右同様塩魚を添へて贈、是通なり

一手掛の台と云有、一名蓬菜とも云

但是多く三方ニ紙をたれぬ^り三方又ハ其上に裏白を敷、九合の米を盛て根引の松を立^{米九分を限り用る事いまだ何の義たるをつまびらかせず、蓋}湯数を用ひ十二^ミミ又包米包塩昆布海老橙橘ほんたわら神たざる所をいふか

馬草ところ栗かやの実等を置てかざりとす、又三方ニ大熨斗をたれ、分銅或大のほんたわらなどを以て押し、又大のしの上に奉書紙ニ米を包、水引を以て中央を結び、宝袋のかたちを作りおさへとするもあり、昔より家々の仕来有て一様ならず、老婆など有家ハ堅く古格を守りてたがふ事なし、正月中来客の有ごとにまづ是を出して相祝す、近來事を好もの三方の米の中に細き花瓶を入おいて松竹梅など生け置持出もあり、是等ハ以前ハなき事なり

手掛台の図 紙を下へ四方二たれ其上二うら白を敷

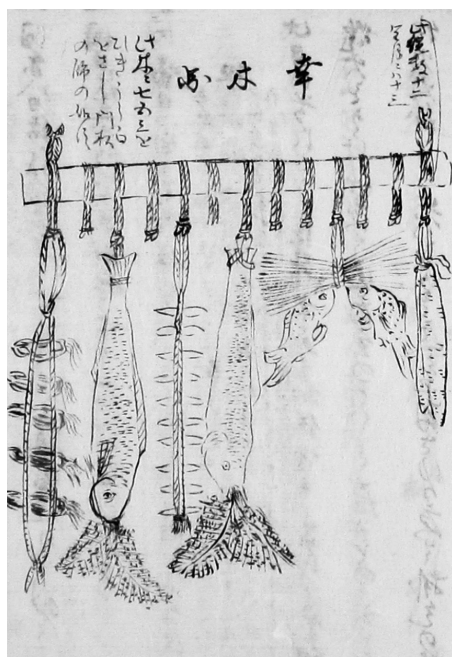


一 幸木と云もの有、長サ凡壹間程廻り壹尺計の杉皮付の木
 二 図のごとく繩をゆひ付置、塩物とて鰯・鱈・鯛・鯛・するめ・
 鰹節・塩鯨・塩鴈・鴨の類をかけ、木にハ七五三かざり
 をして正月のかざりとす、元より正月の月客の来る毎ニ
 先此木ニ掛置たる物を料理して是を出す、幸木の名ある
 事是をおもふて見るべし、又繩をゆひ付るに八月の数を
 かたどり十二を定式とす、閏月ある年ハ十三なり、もし
 巨室富家ハ面諛^ユ出入のもの共あまたありて各競ひ塩物を
 捧げて歳暮の祝詞をのぶる故、一本の木にてたらず、又
 異木をつぎて壁間に懸是をかざりとす、家々の婦女又此
 多きを以て榮とする心あり

此数十二閏月二ハ十三

幸木 図

此木二七五三を
 引きうら白
 をさし門松
 の飾の如す



一同廿八日諸役人各奉行所ニ至りて歳暮佳日を拝す
 一同日鎮台部下の吏町廻りあり、六月十四日の式のごとし
 今ハなしか
 一同晦日家々はき掃除をして迎春の用意をなす
 但売掛取集の商人共錢ばらをになわせ先この事惣じて晴天はらと云方言也
 といへども多木綿の雨合羽を着し、股引きやはんわ
 らんぢをはきて市中かけさきを廻る、又遊女屋より
 ハ遣手共付添ひ廻り問屋問屋の客の取引、町々諸人
 の行かふさま大ニ賑し、扱又鱈大魚売声二の膳八寸
 神の打敷或ハかけ燈籠餅の台又ハ近在の者共釜の輪
 むしろ吠炭薪もろむむきうら白の事しめわら松笹橙蜜柑其

外さまごまの野菜雑穀等の売声大ニ喧し

但諸の売物ハ廿四五日頃よりあるく、釜の輪八十日頃
売あるくなり

一此日の暮頃よりハ諸神前恵方棚仏壇并家財浴室白雪隠ニ
至迄燈火をかかげ此夜者家内昼のごとくして居るものと
云ニよつて所々の燈火火鉢には炭をかきそへ置、扱さゆ
る夜者掛乞の輩皆酒を飲ありく故、哥をうたひ手拍子等
を取てかまびすしく、やや暁かたに至て止

但此夜ハ晦日そばとて蕎麦を食するものハ来春の運
氣つよしとて家内打寄是を食するものもあり、或人
いへり是町家すべき事ニあらず、武家ニ打と云声を
かりてかく仕来たるものなるよし、未何れが是なる
を不知、又此夜家々翌朝の雑煮の具をこしらへ重肴
屠蘇等の用意をなす

但書の蕎麦の説如何、そばハ元氣を下すとて江戸ニ而
ハ毎月廿九日ニハ必食するよし、是ニ准て一ヶ年
の氣を下し去の意にて喰するならん、武家町家の
論なし、打と云声をからバうどんニても宜からん、
そばニ限るべからず(頭注)

雑煮餅 するめ 昆布 焼豆腐 いろ子 南京芋 里芋の
事也 水菜 大根 牛房 鰯 あわび 等也

凡右の品を見合不成串ニぬき置、扱だしを煮て餅を出入
す時串を取のけて中ニ加ふ、以前ハ右の通例か鮑煎海鼠
ハ慎ある家ハ近来此二種を省く

但慶応元丑年以来ハ右ニ品勝手売被成ニ付候故遠慮ニ不及
一此夜宵の内大人小児の輩片木ニ塩を盛、或ハ重箱等を造
りて家々に持行明方より持来るよしを云て錢を乞ふ、あ
たかも節分のごとし

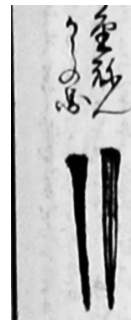
但節分の夜右の通り、又役払とて貝を吹或ハ鈴を振役払
と市中を呼あるく有、払を致もらふ者呼寄門前ニて経
文を唱祓をなす、小錢を包遣す、晦日明方よりと申重
箱等を持参る事天保末ころより次第二稀ニなり其後
絶て来る者なし

一正月の式ハ貴となくいやしきとなく家々多く嘉例あり
て、何れも其用意をなし来る春を迎ふ

邑ニ時候をえらバざる風俗あり左ニしるす
一兒子のたわむれニねんがらといふ事あり、其法一なら
ず」たてバ、やりば、づうかおう、ちん、かん、くさら
かし、をかす等の名目あり、されども皆兒輩の唱ふ詞ニ
して未其実をつまびらかにせず

但文政の頃ハねんがらハ九月十月のころ専断其外ニハ見
る事なし

金ねんがらの図



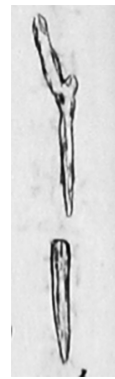
常の釘の三寸以上

五六寸迄を用

又船釘を用るもあり

木年賀らの図

多く椿の木を用ゆ



文政以来ハ木を用る事

誠ニ稀なり、是も今ハ

弥絶たり

但兎輩式人ニても三人ニ而も一本ヅツ持出、たがひニかわるがわる土地ニ立る、土地ニハ場と云て筋を付置其内へ立る、たつる時それぞれのよび声あり、其法渉筆しがたし

文政以来其声を聞事なし、立損じたる釘を横にして置か

んちんと云て外の釘を以て打出す事あり

一石蹴りと云事あり、土地にかぎりの筋を書、中ニ小石を積て壺人は是を守り居、左右前後より衆兎是を取らんとする時、其手を蹴りて勝とす、兎輩是にて勝負を決しかわるがわる石を守るの役をなす

此戯天保中より次第第二稀ニ成来る一体冬より春ニ此遊ハ

あるなり

一役相続又婚禮の家ニ水かけと云事あり、一町の者共万歳又ハ七福神等をつくり、或ハ踊をし、又さまざまの嶋台を造りて其家に持至て祝詞をのぶ

但其家よりハ酒樽肴代等を送て謝儀とす、若其踊をうけず強て辞する事あれば、さまざまの悪事をなし後来の仇となる、夫故止事を得ずうくる者多し、また嘖吹参り、或ハ座頭仲ケ間より壺人宛惣代として来り祝詞をのぶ、其家よりハ壺封の銀を贈りて是を謝す

一春日の長閑なる時大人或ハ兎輩おのおのかたらひつれて、天神札又ハ婦女老婆の族大師札等を打相廻る事あり但邑の天神社二十五ヶ所を廻る、因二十五社札と云、今ハ寺屋へ行兎共何門人と札ニ書て一読打廻、春秋の内廻るもあり、大人ハ余りなし、大師札ハ四十八ヶ所なり春秋ニ多し

一七高山廻りと云事あり、壮健なる者各相語らひて一日ニ七ヶ所の山を廻る、此うち岩屋山ハ高山共云べき山なれ共其外ハ高山と云がたきなれども、高の字を加へてひとつニ呼ぶなるべし

愛宕山 彦山 豊前坊 秋葉山
七面山 金毘羅山 岩屋山

岩屋山ハ他領と云、当時ハ秋葉山向不動山を加て岩屋山を除者有

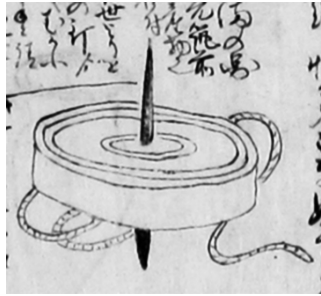
一 船津浦の本蓮寺下あり漁獵祭に浦祭と云事あり、月日さだまらず、男子四五人船ニ取のつて稲佐の恵美酒社へ参り、船を引帰すの道大ひニ酒を飲て酌し、焼火を左右ニもちて同音ニ叫ぶ、陸手よりも大勢出立、其内壺人四斗樽をふせて、其上に板を置、夫ニあがりて又左右の手に大ひなる松の木もへさしを打ふり打ふりまひぞまひぞとよぶ、年々是をもつて漁獵祭りと云、まいぞまいぞと云事はなんの義たる事を知らず、今なおしかり

但文政天保以来今有事か此事聞たる事なし尋ぬべし

一 兎輩の戯ニ博多こま、ぶちこま、坊主こま等あり、各むれ居て是を廻す

博多こまの図

此製元筑前
博多の産物也
初発観世よりを
以て裏の釘より
巻たてむかふ
へなげ手ニ請
とめて観世
よりを伝見せ
て廻す



此釘有ハ両手ニて
ひねり廻す也観世よりニて廻スハ此釘なし

ぶちこまの図

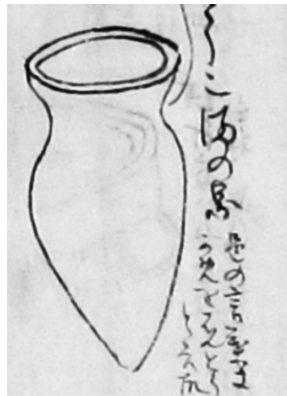
是をぶちと名付芋きれ
又ハ木綿切を以て此通
りニつけ此先ニてこま
を打廻す



はんどうこまの図

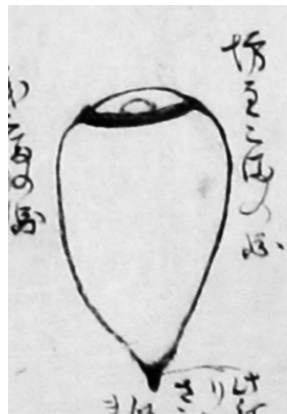
邑の言葉に
かめをはんどうと云故

此処江観世
よりを巻廻ス



坊主こまの図

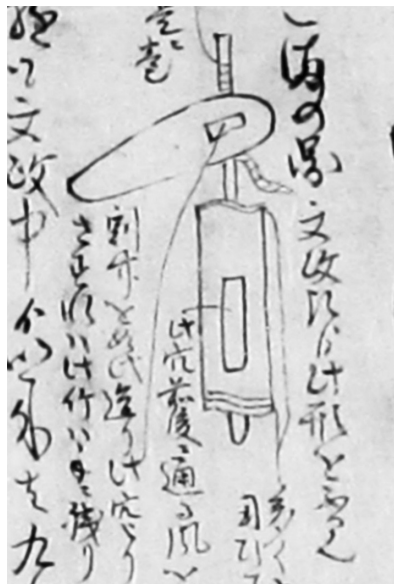
此釘ニ観世よりを巻
廻スさかさまニして
豎ニなげてまわす



象こまの図 文政頃より此形を見

糸を是ニ巻

多く上下ニ節有竹を用ひて是を製す



此穴前後ニ通る風を請てひびきあり
割竹を如此造り此穴より糸を通して引きたれば此竹ハ手ニ残りこまハ向ニて
廻る

錢こまの図



下の長さあり是ハ
下に糸を巻いて引

錢五六文但文見合て重ねル

此処二糸を巻大脂人指脂にて持糸を引

右のこま遊も文政中より以来者九月十月の間小供の遊なり

一天保年中より王の首とて子供の遊あり、数百上りと極木の丸サ二寸廻り位を長サ五寸計二切たるを二ツ持、壺ツを持たる木にて向へはねる向土地二筋を付置其筋より向へとはね也、はねたる木の落たる処より手前筋迄二十三十と数をかぞへ早く百に上りたるを勝とす、若筋より手前二木落ればけだすとて持たる木にて横より落たる木をねらひて筋より打出し、筋より出たる木にて手前へ筋迄二十とくかぞへるなり

一 同年頃よりびつたと云て細き竹を長サ一尺余り立土地ニ、或ハ石の上にもたせ懸置て木の枝にて是打つ、飛來るを向二大勢立居て中に取りれば数幾つと定取たる者其竹を元江なげかへすに、土地二筋を元より付置其筋の内二入バ数かぞへがたきに付、木を持たる者筋の辺二不参様持たる木ニ

てはねかへし、其落たる処より筋迄之数を一ツ二ツとかぞへ、前二極置たる数ニ至るものを勝とす

但石二廉共時候不定といへ共先ハ秋冬のころ多し

一 輪廻しとて四斗樽の輪に繩を巻いて片手二一尺余りの細き木を持、輪をころばし持たる木にて此輪こけぬように輪をあしらひ廻して走るなり、是も冬の内の戯に多し

天保末頃より始る 但安政の頃より此戯を不見

一 嫁子ぬすみと云事あり、是ハ定りたる月なけれど十一月十二月の間二多し、娘をよめにぬすむを古来より嫁子ぬすみと唱ふ、因て旅人羈客その義を知らざる者ハ是を聞て驚き、禁免を犯すとす、尤邑人中より以上の身にあらざ下賤の者共内々娘と通じ居て此事をなすか、又ハ知音を頼て親元へ貰ひかけても其親承引セざるゆへ聲となる者の朋友共一町限り各申合、吉辰をえらみて娘の近所へ至り、又夜中手くだをもつて、其娘を引出しぬすみとて、途中駕籠にのせ大勢同音によめぬすみとさけび走る、是所の風俗ゆへ家々其さわざを聞てもおどろく事なし、扱盗取たる家ハ酒肴をととのへ置あまたの婦女共取集りて取結びあり、尤娘ニかぎらず下婢ガシヨヒなどの顔よきを盗取て嫁ニするもあり、是等ハ改めて頼を入婚義を調べ得ざる身分の者多く是を以て常とす

但盗とられたる親元よりハ、通例取戻しとて口利の男

子両三人其夜を過ぎず聾の方ニ至る、是元世間の義理とて取合等いたすもあり、又ハ法式ばかりにて、取もどしに行たるともがら吉事なりとよろこびて其家に至りてハ多く酩酊をなして帰る、又盗まれたる嫁先方心ニ叶わずして夜半後又ハ暁方を待得て親元へ逃るもあり、此時ハ聾の面皮にかかるとて其時すぐに又外よりぬすむ入る事あり、

此風義追々御書付を以御差留被仰出、文政中頃より次

第二止其後絶

一 絲瓜ヘチマをぬか味噌に漬置ハ其家ニ盜賊いらぬとて此咒をなす者あり、是崎の風義なれ共家々極てなすにあらず、又橙を漬る事もあり

毎月所々神仏の縁日左の通り

一 毎月一六の日男女のわかちなく伊勢町伊勢宮江参詣あり

但婦女の輩ハ分て夜分参詣す、慶応二寅年弥参詣人

絶多し

一同八日十二日薬師仏の縁日とて延命寺浄安寺参詣あり

但両寺共寺町ニ有、天保末ころよりいつとなく参詣稀

也

一同十日金毘羅の縁日とて男女多く九日の夜此山に参詣す

但九日昼夜十日昼夜なれ共九日の夜別而多今不絶

一同廿一日延命寺大徳寺本籠町ニあり青光寺出来大工町ニあり其外大師おわします寺々参詣あり

但延命寺分て参詣多し、是も慶応二寅年五六年前より参詣すくなし

一同十七日十八日清水寺観音の縁日参詣多し

但夜分尤夥し、遊女なども参詣す

慶応二寅年次第二参詣多し

一同十九日福濟寺観音同断

但清水寺程ニハ参詣なし

一同日七面山の縁日とて多く日蓮宗の輩参詣す

但廿三日夜より廿三日昼夜参詣多し、慶応二寅年同断

也

一同廿日大徳寺観音の縁日夜分参詣多し

但慶応二寅年是迄参詣の事不聞深心其方角の人ハ参

るべし、清水寺ニハ不及

一 廿四日地蔵の縁日とて禅林寺寺町ニあり躰性寺下筑後町ニあり其外所々

地蔵堂へ参詣あり

但禅林寺参詣慶応寅年迄余り不聞其方角しんじんの者而已参るべし、躰性寺の地蔵ハ名高し参詣の多少

ハ不知

一 廿四日愛宕山の地蔵むかしハ廿三日の夜参詣多し、今ハ

ややおとろへたり 慶応二寅年弥絶たり

一 廿五日松の森梅園丸山町の脇ニあり大音寺坂今下町のうち也其外所々の参詣あり

但大音寺坂慶応二寅年弥参詣平日共多し、松の森梅園とも稀なり

一 廿六日愛染の縁日とて家寄てこもりをする者延命寺など参詣有

慶応二寅年余り聞たる事なし

一 廿八日不動の縁日此尊有る寺々参詣

但出来大工町青光寺前ニあり、参詣以前ハ多し今ハ不知、

妙相寺白不動山とて参詣三月廿八日尤多し、天保末ころより始る妙相寺新のよし

一 同日荒神社参詣あり

但参詣いつより絶たるか慶応二寅年のころハ絶てなし

一 隔月甲子待家々大黒天のかざり七種菓子神酒焼餅股大根

黒米ニ大豆を入又ハ黑豆を混じ入、飯ニたきて升ニ入、

又小鯛を供も有素麵ニ白糖を懸て供もあり等を供、家ニより替女座頭など呼て、

親類知音打集り賑ふ是ハ天保後なし子の刻を限る

此夜宝輪寺参詣多かりしが天保の末嘉永其後稀ニなる

一 忌中の者邑の風義ニ而門戸をせき戸口の戸ニ紙を四角ニ切筋違ニして忌の字を書て張之忌の字書法不、謄様ニ書之但是中昔諸

役人御咎を請慎中門戸を鎖す事殊の外多かりし事有たる

よし、其時より御咎の人とまぎれぬ様ニとて銘々の心得

ニて張始しよし、又相続人ハ勿論近き親類の者共ハ脇差の柄を白紙にて巻元ゆいニてくくりて差たる也、次第ニ

此事止て文政のころハ下賤の者ニのミ残り居たるが、其後いつとなく柄を包事ハ絶て止たり、又相続人ハ是非喪上下と

て麻の極籠末なる品ニて無紋の上下を仕立着用する事ニてありしが、文政のころより次第ニ止て慶応二寅年のころ

ハ絶て右の事なし、平常着用の麻上下を用又相続人四十九日の間墓参り途中ハ上方ハ中以下ハ編笠をかぶり駕籠也

しが、此事も文政前より次第ニ稀なりて今ハ勿論絶たり、

其後竹の皮の深笠をかぶる又忌明とて葬送ニ参りたる向々江相続人挨拶礼ニ廻る也、下々の者ハ別而堅く心得

雨天ニはわらんじをはきて廻る、如何様下賤のものニても此時ハ是非脇差をさすなり、慶応二寅年今々此通りニて不改

崎陽産物并細工物

一 花ござ 慶応二寅年の頃ニ至りてハ惠美須町三ヶ所有のミ

是も出来合ハなし他国のこ用

一 もやし ふたなれニて製す 今伊勢町より売出す

一 唐菜 十善寺郷又片ふち此品を尤上品とす、持渡りハ此前ニも有べし文政末天保ころより唐人持渡りの山東菜別而賞玩す、其後此

種をまきて別二又一種の唐人菜出来たり

一時計細工 袂時計 櫓時計 柱時計 文政末天保のころ

掛時計 管弦時計 尺時計 上野某名高し

外二御幡某もあり

一遠眼鏡鼻眼鏡 一針（分） 南京針とよぶ

一綿弓弦 一珠数 一莫メリヤス大小 一玉細工 一算盤

一銀細工 一外科道具出来かぢや町廣瀬又左衛門尉を以最上とす 一刻多葉粉

一ぎやまん彫 一いかのぼり（風） 蛮国の製二并硝子よま同断麻字糸ニ硝子ヲ細末ニ

シタルヲ塗
リタルナリ

一玻璃（ビイドロ） 文政頃ハ魚町かぢや町八百屋町へ一ヶ所ツツ有しが、

文政末ころ魚町家辻、万延のころかぢや町細工を止、八百や

町一軒二なりたり、魚町先年ハお亀とて細工人の家なりしよ

し

右の外拳ケツも又崎を以最上と云しが今ハ不然 慶応二寅年

一鼈甲細工

方言

一どふしたといふて どんげんしたちうちや

一ぬ（主）しハ 但罵ることば うなあ

一それでも そりばつてん

一それゆへ そんげん

一ここへこひ

一なんといふか

一われ（我）など

一人の女房を

一父をさして

一兄をさして

一ばばをさして

一あ（彼）ち（所）ら（行）にゆ（ケ）け

一承知せぬ事を

一さらば 但離（ワカ）るる言葉

一少ししかる意味の時

一そうハいふな

一こなたさん

一てんでに

一このやうに

一ばひとりがち

一人に悪口をする時

（此所）こけへわたへ

なんてぬかすか

わりたち

おかつさん

ちやんさん

又おとう

ばぼうさん

又あんしやん

ばんばさん

あつちいけ

きかんばやう

さよなら

あちしう

そんげんいふな

こなつさん

てんどりぼうどり

こんげん

ばかひ

あんげ（彼）ど（道）う

文政のころより此言葉なし

多ハ下等社会

子供の言

- 一 おのれ見よ
- 一 たれても
- 一 そういたして
- 一 ぬしなどハ
- 一 ここへこぬか
- 一 木戸番を 但町々の
- 一 これハ何ほどか
- 一 おけ 置ケ也
- 一 そふしてくれよ
- 一 何といふても
- 一 あまりぞや
- 一 しかる 叱
- 一 うそを
- 一 あざむく者を
- 一 ねぎる事を 値段を
- 一 かど口門の石を 門戸口
- 一 あん彼つく畜しやう
- 一 あん彼が鬼き
- 一 わがじやうみさへやう
- 一 又 ぬしミろ
- 一 だりでも
- 一 そうしてくさな 下二向て
- 一 うん己ど共まあ
- 一 こけへこんやあ 下輩へ命
- 一 ばんやぢ爺ひ 老若にかぎ
- 一 ころやいくらなあ
- 一 う打つ置ちよケけ
- 一 そうしてくつさへ
- 一 なんちうた ちちやあ
- 一 あんまりばやう
- 一 すらごと そら言のなまり也
- 一 あゆるもんねへ
- 一 こぎる
- 一 ぎんば石
- 一 一めごの事を
- 一 すひのうを
- 一 雪駄を
- 一 草履を
- 一 足次の事を
- 一 肩くるまを
- 一 亭主の事を
- 一 水あびせを
- 一 水甕かを
- 一 片手桶を
- 一 一へつつひを
- 一 一うらじろを
- 一 一魚を料理する包丁を
- 一 一れん木を
- 一 一鉢を
- 一 一かうがひを
- 一 一かひるを
- 一 一同子を
- 一 一とんぼう虫を
- 一 一跛行ピッコを
- 一 一になひ棒を
- 一 ばら
- 一 すひにやう
- 一 せきだ
- 一 じやうり
- 一 ばんこ
- 一 但腰かけをこしかけばんこ
- 一 ずんきやんきやん
- 一 ごてし(御亭)
- 一 水かけ
- 一 はんどうかめ
- 一 てぎ
- 一 かまどこ
- 一 もろむき
- 一 でばばうてう
- 一 すりこぎ
- 一 ばしやう
- 一 棒かみさし
- 一 どんくう(呑空)
- 一 げへりこ
- 一 へんぶう
- 一 ちんば
- 一 おうこ

- 一 背負事を
- 一 疫病をさして
- 一 もがさを
- 一 てんかんを

かろう
権の十
せんきう
ゆみひき

以下増補

- 一 じやまをする人を
- 一 人を呼に
- 一 ミぢかきを 短
- 一 生の俣諸物を神扨に供を
- 一 召遣の若き下女を
- 一 外方の召遣の下男を
- 一 召遣の若き下男を
十七八迄を
- 一 乳母を
- 一 自伴を (襦袢)
- 一 蒲鉾を 魚製の
- 一 太鼓を
- 一 あの子を
- 一 この子を
- 一 蓮根を

まんくさらかし
こらい 是ハ唐音也過來也
とわん 右同断 短也
しへんこん 右同断上供也
あんねー
ばあちゃん 又ばあどん
にすえー
ばんば
はだき
かんぼこ
てーこ
あんこ
こんこ
はす (八巢)

- 一 伊勢海老を
 - 一 土瓶を
 - 一 何をするか
 - 一 此畜生
 - 一 気のきかぬを
 - 一 兄を
 - 一 何と云か
 - 一 あるく事を 涉行
 - 一 其ように
 - 一 行事を
 - 一 最早来るを
 - 一 品を微塵にくやす事を
 - 一 しくさらかしたる事を
 - 一 内福の者を
 - 一 書てあるを
 - 一 海鼠を
 - 一 わたしを
 - 一 ひやかすことを (遊廊ニ行き又ハ買物などを)
 - 一 材木を六七人以上の人数にてかつぎ行時の掛声
- えびがね
茶出し
なんするか
こんつくしよふ
は。あろく
あんしやん
なんちうか
さろく 去來なるべし
そんげん
はつてく
もをくう
ちんじんこくてへ
ちやつ ちや くさら
だらくわん
ねばる
けへてある
とふらこ
わつつ (ワッツ)

まあー かあー しよい 任セぬ
ト云か やれこれこふれふは
又 ヤーまあーかあーせ、やれきめー

えへらい え え え …… 足早に行時の懸
声也

一 七月十二月売掛を取二あるく者懸声、其外山にのぼる時
小供などの懸声同様也

又よつしん ようといる

よつしんよやさー よつしんころら

一 石灰を臼にて搗時の懸声 さんのせー さんのせー

一 十二月餅搗の懸声 よひや さ よひや さ